

# 2020年度

# バンコク日系食品産業海外連絡協議会

2021年3月18日

協力：在タイ日本国大使館、盤谷日本人商工会議所（JCC）農水産食品部会

事務局：ジェトロ・バンコク事務所 農林水産・食品部

**JETRO** Bangkok

1. タイの食品法改正の動向
2. 日本の食品衛生法改正の内容（タイへの食品輸入  
関連部分）
3. タイ保健省告示第420号の改正の内容（**GMP関連  
証明書**の変更等）
4. ジェトロによるサポート情報等
5. 質疑応答、意見交換

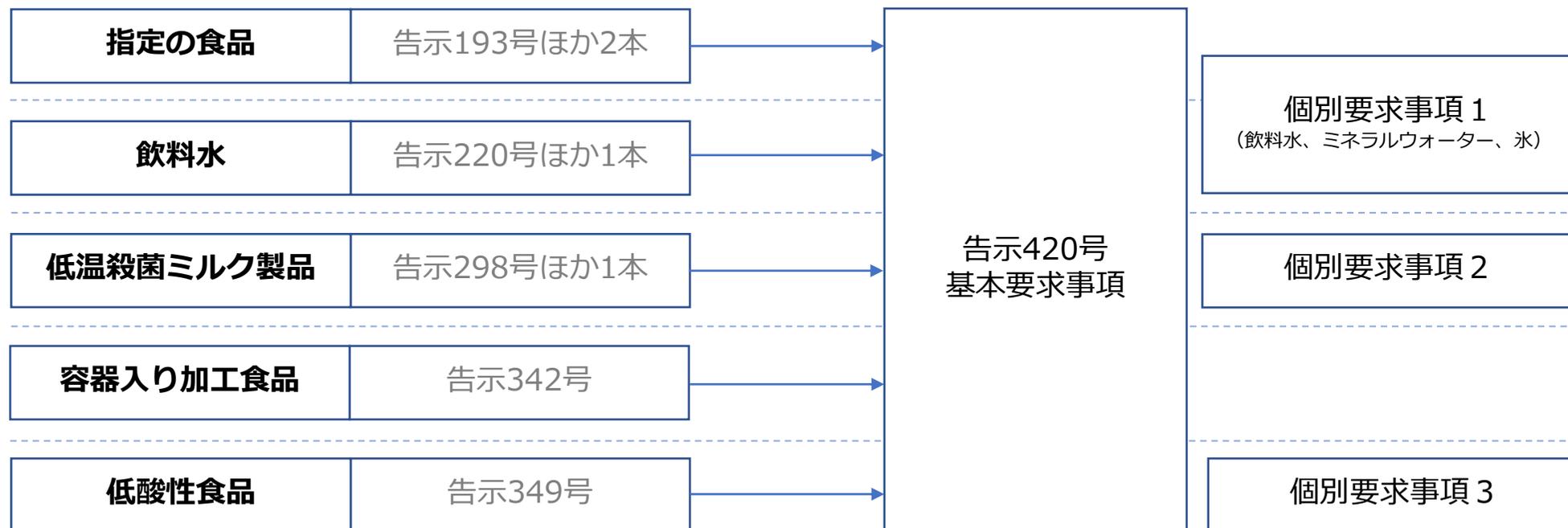
- タイ国内の食品製造について、食品の製造方法等に関する基準を保健省告示（第193号等）で定める
- 販売のための**食品輸入**について、保健省告示の基準と同等以上の基準に基づく製造方法等による旨の証明書の用意を求める
- 輸入の際に使用できる証明書の詳細は、食品医薬品局（FDA）告示に規定

## 主な条件

1. 保健省**告示の基準**、保健省**告示と同等の基準**、または**下記のシステム**に関して示した証明書
  - A) コーデックス食品規格 食品衛生の一般原則
  - B) HACCPシステム
  - C) ISO: 品質管理システム
  - D) 上記と同等のその他の原則やシステム
2. **証明書発行主体**が下記のいずれか
  - A) 製造国の政府機関
  - B) 政府機関にcertifyされた組織
  - C) タイにある製造国の大使館
  - D) 国際認証機関にcertifyされた認証組織（※現場ではIAF等との関係で判断されている模様）

上記以外にも、証明書の言語、有効期限、コピー使用等に関する規定あり

- 食品の製造方法等に関する基準を定めた保健省告示9本を廃止し、1本に統合（一部基準は見直し）



- 販売のための**食品輸入**について、保健省告示の基準と同等以上の規格に基づく**証明書の用意**を求める
- 輸入の際に使用できる証明書の詳細は、今後（3月末か？）、食品医薬品局（FDA）告示により発表される模様（**ISO9001については使用できなくなる旨の発表が既にあり**）
- 3月16日現在までに、保健省告示第420号（2021年2月9日官報掲載）、同告示の解説（3月9日付）が公布されている

- 販売用の食品を製造する施設
- **適用範囲外**は下記の4つ
  1. 飲食店、食堂、市場、学校、病院内の調理販売店等  
(※5馬力以上の機械を使用、または7人以上の労働者を使用し、特定の食品を製造する場合は、告示第420号を適用)
  2. 行商、移動式屋台、屋台など、公共の場所又は公道における食品販売施設
  3. 食塩製造施設（別規制）
  4. 特定種類の生鮮野菜・果物の選別・梱包施設（別規制（保健省告示第386号））

主な食品の種類	日本からの輸出に使用されている製造施設に関する証明書の例	新告示施行後の対応
加工食品の大部分 (保健省告示第193号等の対象商品)	食品衛生法に基づく営業許可証 ISO9001、ISO22000	<p style="text-align: center;"><b><u>証明書が必要</u></b></p> <p>従前と同じものが使用できるかはタイ政府に確認中</p>
ミルク製品 (保健省告示第298号等の対象商品)	ISO22000	
缶詰等の低酸性食品 (保健省告示第349号の対象)	ISO22000	
ミネラルウォーター、氷	食品衛生法に基づく営業許可証 ISO9001、ISO22000	<p style="text-align: center;"><b><u>証明書が必要</u></b></p> <p>従前よりも基準が厳しくなっており、 使用できる証明書が変更となる可能性</p>
特定生鮮野菜・果物 (りんご、いちご、ぶどう等、保健省告示第386号の対象)	JFSタイ向け規格、 国や都道府県庁の衛生証明書	変更なし
上記以外の生鮮野菜・果物 (柿、桃、さつまいも等)	—  (植物検疫の証明書等は別途必要)	<p style="text-align: center;"><b><u>不明</u></b></p> <p>新告示に基づき証明書が必要となるかはタイ政府に確認中</p>
生鮮水産物、冷凍水産物 (マル)、牛肉、豚肉	—  (動物検疫の証明書等は別途必要)	<p>新告示に基づき証明書が必要となるかはタイ政府に確認中</p>

## 【施行日】

- 新規の製造者・輸入者： 2021年4月11日
- 既存の製造者・輸入者： 2021年10月7日  
※告示施行日（2021年4月11日）前に、食品製造許可証（orr2）、食品製造施設番号（sorbor1）、食品製造施設番号証明書（sorbor1-1）、食品輸入許可証（orr7）を取得

## 【罰則】

- 10,000バーツ以下の罰金  
※輸入については、書類不備で、実質的に輸入が困難となることが予想される

## 【問合せ先】

- 保健省食品医薬品局食品部 +66-2-590-7206 / +66-2-590-7218

- ◆ 本資料は、実需者への情報提供として作成したものです。タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され、本資料の内容と実態が異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売等を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構(バンコク)